

事業者における個人情報の適正な取扱いに関する指導方針

平成 17 年 4 月 1 日
福岡県告示第 7 1 1 号

1 趣 旨

この指導方針は、事業者において個人情報の取扱いが適正に行われるよう、知事が指導及び助言を行うに当たり、福岡県個人情報保護条例（平成 16 年福岡県条例第 57 号）第 46 条第 2 項の規定に基づき、作成されたものである。

2 対象とする個人情報

この指導方針において対象とする個人情報とは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。

3 指導及び助言の基本的考え方

事業者において個人情報の取扱いが適正に行われるよう、事業者の自主的な対応を助長することとする。

4 事業者における個人情報の適正な取扱いについて

事業者の個人情報の適正な取扱いに関し、事業者に対し、次の事項について指導及び助言を行うものとする。

(1) 個人情報の収集に関する事項

ア 個人情報の収集は、収集する事業者の正当な事業の範囲内において、個人情報を収集する目的（以下「収集目的」という。）を明確にし、収集目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

イ 個人情報の収集は、適法かつ公正な手段により行うこと。

ウ 収集目的は、原則として、個人情報を収集する際に、本人に明らかにすること。

エ 個人情報を本人以外から収集する場合は、本人の権利利益の侵害が生じないように行うこと。

(2) 個人情報の適正な管理に関する事項

ア 個人情報は、収集目的に必要な範囲内で、正確なものに保つこと。

イ 個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

(3) 個人情報の利用及び提供に関する事項

ア 個人情報の利用又は提供は、原則として収集目的の範囲内で行うこと。

イ 収集目的の範囲を超えて個人情報を利用し、又は提供しようとするときは、本人の了解がある場合又は本人の権利利益が侵害されるおそれのない場合に限ること。

(4) 自己情報の開示等に関する事項

本人から自己情報について開示、訂正又は利用停止（消去又は提供の停止を含む。）を求められたときは、原則としてこれに応ずること。

(5) 責任体制の確立

事業者は、個人情報の適正な取扱いを行う責任体制の確立に努めること。

(6) 苦情の処理

個人情報の取扱いに関する苦情があった場合は、適切に処理するよう努めること。